

入札説明書

奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨） 発行業務

入札説明書一式	添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）
1. 入札説明書 2. 入札参加資格申請書（様式1）記載例 3. 入札参加申込者概要書（様式2）記載例 4. 再委託承認依頼書（様式3）記載例 5. 契約履行実績証明書（様式4）記載例 6. 入札書（様式5）記載例 7. 奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務見積書（様式5-1）記載例 8. デジタル地域通貨プラットフォーム維持関連事業費見積書（様式5-2）記載例 9. 委任状（様式6） 10. 入札書封緘例 11. 仕様書 12. 奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務契約書（案） 13. 落札者決定基準 14. 奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る提案書評価表 15. 提案書作成要領	1. 入札参加資格申請書（様式1） 2. 入札参加申込者概要書（様式2） 3. 再委託承認依頼書（様式3） 4. 契約履行実績証明書（様式4） 5. 入札書（様式5） 6. 奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務見積書（様式5-1） 7. デジタル地域通貨プラットフォーム維持関連事業費見積書（様式5-2） 8. 委任状（様式6） 9. 入札質問票

令和5年7月

奈良県総務部デジタル戦略課

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記７の（１）に掲げる者の説明を求めることができます。

１．公告日

令和５年７月７日（金）

２．競争入札に付する調達の内容

（１） 入札物件名

奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務

（２） 内容

近年の物価高騰による個人消費抑制の対策と県外消費流出の対策が喫緊の課題であることを踏まえ、利用地域の制限等、政策目的に即した多様な機能を有し、従来の紙発行による行政負担を軽減することができるデジタル地域通貨プラットフォームを用いて、プレミアム付き電子クーポンを発行する。

（３） 期間

契約締結の日から令和６年３月２２日（金）まで。

（４） 入札方法

総合評価一般競争入札

（５） 予定価格

総額：８９９，７８７，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

項目ごとの上限は下記のとおりとします。

プレミアム付与分原資：７５０，０００，０００円

事務費（システム提供、運営事務局業務全般等）

：１４９，７８７，０００円(税込)

（７） その他

詳細については、別紙「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務仕様書」のとおりとします。なお、仕様書については、「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務の調達に関する資料の取扱いについて」を提出した者に対して提供します。契約条件については、別紙「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務委託契約書（案）」を参考にしてください。

３．競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（１）から（４）までのいずれにも該当する企業が、この入札に参加することができます。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目Q2「電算業務」又は営業種目Q7「諸サービス」に登録している者であること。
- なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札資格審査の申請を行ってください。
- 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）
電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 本調達の規格に合致した役務を確実に履行しうる者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類を添付した奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る競争入札参加資格申請書（様式1）（以下「入札参加資格申請書」という）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<添付書類>

ア 入札参加資格申込者概要書（様式2）

イ 再委託承認申請書（様式3）

再委託先がある場合、添付すること。また、再委託先の会社概要について添付すること。

ウ 入札保証金免除に係る根拠資料

入札保証金の免除を希望する場合は、審査を行いますので、8. 補足（2）ア又はイに該当することを証明する書面を提出してください。なお、履行実績の証明については、契約履行実績証明書（様式4）及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）が必要です。

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：令和5年7月18日（火） 午後3時まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

- ・場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部デジタル戦略課 プロジェクト推進係（県庁情報管理棟）

電話 0742-27-7003（ダイヤルイン）

- ・調整期日：令和5年7月20日（木） 午後3時まで

（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便（簡易書留でも可）とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。

- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面（入札参加資格確認通知書）により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は所定の入札書（様式5）、奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る見積書（様式5-1）を作成し、同じ封筒に封入封緘した上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については各様式の記載例及び別紙「入札書封緘例」のとおりです。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式6）を入札と同時に提出してください（入札開始時に集めますので（1）の入札書の封筒には封緘しないでください）。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 入札は1回を限度とします。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。
- (7) 入札の際には、競争入札参加資格に関する通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、競争入札参加資格に関する通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部デジタル戦略課 プロジェクト推進係（県庁情報管理棟）

電話 0742-27-7003 (ダイヤルイン)

FAX 0742-23-4196

(2) 提案書の提出日時

提出期限：令和5年8月4日（金） 午後3時まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

(3) 入札の日時及び場所

令和5年8月18日（金） 午後3時

（上記時間までに受付及び委任状の確認等を済ませていただくようお願いします）

入札室（奈良市登大路町30番地 県庁主棟6階）

(4) 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。

入札書等を封緘した封筒には、「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る入札書」と朱書きし、競争入札参加資格に関する通知書の写しとともに、別の封筒に同封した上、書留郵便（簡易書留でも可）とし、封書の表面に「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る入札書」と朱書きして、令和5年8月17日（木）午後5時までに到着するようにしてください。

8. 補足

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

入札に参加する者は、2に示す予定価格の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。なお、当該履行実績として履行期間が12ヶ月以上の契約をもって申請する場合は、公告日から2年以内の間に当該契約の履行期間が12ヶ月以上含まれること

履行実績の証明については、4.入札参加資格の確認に示す入札参加資格申請書（様式1）の提出時に入札保証金免除に係る根拠資料（様式4）及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）が必要です。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらを

すべて誠実に履行した者。なお、当該履行実績として履行期間が12ヶ月以上の契約をもって申請する場合は、契約を締結しようとする日から2年以内の間に当該契約の履行期間が12ヶ月以上含まれること

履行実績の証明については、**契約保証金免除に係る根拠資料（様式4）**及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。（前項の入札保証金免除に関して提出した者も改めて提出が必要です）なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
 - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
 - イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 提案書について

- (1) 提案書は、正本1部、副本15部、付属資料16部、類似契約実績の写し1部を提出してください。
- (2) 入札参加資格申請書を提出した者が提案書の提出を辞退したい場合は、令和5年8月3日（木）までに「提案書提出辞退届」（様式任意）を提案書の提出先に提出してください。なお、提案書の提出を辞退した者が不利益になることはありません。
- (3) 提出された提案書等は一切返却いたしません。
- (4) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となります。実現が確約されることのみを表明してください。
- (5) 作成要領については別紙「**提案書作成要領**」記載のとおり。

11. 選定評価委員会におけるプレゼンテーション及び質疑応答の実施

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施します。なお、不参加の場合は技術点を0点とします。また、参加資格を有する参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、書類選考を行う場合があります。

- (1) プレゼンテーションは、奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務選定評価委員会場でオンラインにより実施します。
- (3) 実施者は、提案企業に所属する本業務にかかるプロジェクトリーダーを予定者とします。
- (4) プレゼンテーションの際にはオンラインにて資料共有を行うことが可能です。
- (5) プレゼンテーションの順番は、任意に決定します。

(6) プレゼンテーションの実施日

実施日時の詳細については、令和5年8月10日（木）までに電子メールにて通知します。
(実施日は令和5年8月17日（木）を予定しています。)

- (7) なお、提案書に表明された内容について、令和5年8月9日（水）から8月14日（月）までの間、疑義や不明点について、県が質疑応答を行うことがあります。質疑応答は文書をもって行うものとし、応答内容は提案内容として取り扱います。ただし、県が質問した内容に対する回答以外を提案した場合は、受け付けません。

12. 落札者の決定方法等

別紙「奈良県プレミアム付電子クーポン（地域通貨）発行業務委託事業者選考審査基準」記載のとおり

13. 落札の通知及び公表

(1) 落札決定通知

落札者については、落札者決定後に書面により通知します。また、審査結果は入札に参加したすべての者に書面で通知します。

(2) 落札者の公表

落札者は奈良県公報に公示します。

14. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。

- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

- (3) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

15. 調達の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。

16. 手続における交渉の有無

無

17. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に

実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

18. 契約の解除

契約締結後、契約者について17の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、17の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

19. その他

- (1) 仕様書の内容等に関する質問については、メールまたはFAXにて行ってください。質問を行う際は別紙「入札質問票」に必要事項を記入し、以下の送付先アドレスまたはFAX番号へ送信してください。仕様書の内容等に関する質問の受付期間は、令和5年7月12日（水）午後3時までとします。仕様書の内容等に関する質問の回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、令和5年7月14日（金）までにメールで行うとともに、奈良県総務部デジタル戦略課のホームページにも掲載します。

送付先アドレス：dx_nara@office.pref.nara.lg.jp

FAX 番号 : 0 7 4 2 - 2 3 - 4 1 9 6

デジタル戦略課HP : <http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

- (2) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。（7. 入札書の提出場所等（1）の番号へおかけください）
- (3) 本入札に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月28日奈良県告示第150号）によるものとします。
- (4) 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- (5) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (6) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない

ものとします。

(7) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 殿

提出日を記載してください。(提出期限を越えない日付としてください)

住所・所在地 〇〇市〇〇区〇〇

商号又は名称 △△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(登録印を押してください)

県に登録している代表者印を押印してください。

奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る
競争入札参加資格申請書

令和5年7月7日付けで入札公告のありました「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務」に係る総合評価一般競争入札参加資格について、同公告第2条に定める競争入札に参加する者に必要な資格を満たしておりますので、下記のとおり参加資格の確認を申請します。

記

競争入札に参加する者に必要な資格について

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません
2. 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県 告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目Q2又はQ7に登録しています
3. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではありません
4. この公告に示した調達役務を確実に履行いたします

添付書類

- ・入札参加資格申込者概要書（様式2）
- ・会社概要、事業内容の分かるパンフレット等

入札参加資格申込者概要書

(ふりがな) 名称	(株式会社 ○○○○
所在地	〒 123-4567 奈良県奈良市○○番地
	(本業務を受託する事業所が上記と異なる場合に記載) 〒
設立年月日	西暦 1955年 1月 1日
資本金	100,000,000円
直近の売上高	100,000,000円(令和4年度)
直近の当期純利益	100,000,000円(令和4年度)
代表者	役職 代表取締役 氏名 ○○ ○○
従業員数	500名(うち、正規雇用者 450名)
担当者連絡先	担当者所属 ◇◇◇課 役職 課長 氏名 ●● ●● 電話番号: 0123-45-6781 FAX: 0123-45-6788 電子メール: sample@nara.jp
理念 活動目的等	例) デジタル技術を通じて社会に貢献する
事業内容	例) デジタル技術による事業の展開、モバイルアプリの開発等
事業の主な特色 実績等	例) 全国市区町村における電子決済サービス技術の提供等

※「正規雇用者」は、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員を除く。

再委託承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 様

所在地 〇〇市〇〇区〇〇

商号又は名称 △△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

事業名	奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務		
履行期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日まで		
再委託を予定する業務の範囲	再委託する予定の業務内容を記載してください。 例：応募受付業務、コールセンター業務 等		
再委託予定額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円		
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)	再委託先の情報を記載してください。 ※再委託先のパンフレット等を添付してください。	
再委託の必要性	再委託の必要性および、再委託先を選定した理由について記載してください。		
再委託先選定理由	該当する箇所へ、レ点を付けてください。		
再委託先の適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 期間内の適正な業務履行の確保 暴力団員に該当する者 暴力団と密接な関係を有する者	☐ あり ☐ 可 ☐ 非該当 ☐ 非該当	☐ なし ☐ 不可 ☐ 該当 ☐ 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること

契 約 履 行 実 績 証 明 書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

奈良県知事あてとしてください。

提出年月日を記載してください。

住 所

商号・名称

代表者名

印

次のとおり契約履行実績があることを証明します。

県に登録している代表者印を押印してください。

契約名称	契約年月日 (履行期間)	契約相手方	契約内容 (品名、数量等)	契約金額(千円)
●●県プレミアム付き 電子クーポン発行業務	R2.5.1 (R2.5.1 ～R.3.3.31)	●●県知事	●●県プレミアム付き電子クーポン発行業務 (対象者 30 万人、300,000 口)	総額 300,000,000 円 (税込)
△△町地域通貨発行業務	R3.6.1 (R3.6.1 ～R.3.3.31)	△△町長	△△町地域通貨発行業務 (対象者 3 万人、加盟店 1,000 店舗)	総額 30,000,000 円 (税込)
◆◆市キャッシュレス 決済業務	R2.5.1 (R2.4.1 ～R.7.3.31)	◆◆市長	◆◆市キャッシュレス決済事業 (対象者 5 万人、加盟店 2,000 店舗)	総額 50,000,000 円 (税込)
複数年にわたって履行期間が設定されている契約を実績とする場合は、以下の条件を満たしているものを記載してください。 ・ 入札保証金免除 公告日から 2 年以内に 12 か月以上履行期間があること ・ 契約保証金免除 契約予定日から 2 年以内に 12 か月以上履行期間があること (契約予定日は落札者決定後、県担当者よりお知らせします)				
<入札保証金免除申請要件> 以下のいずれかの実績を複数有していることが入札保証金免除の要件です。 ・ 国又は地方公共団体におけるプレミアム付き商品券発行事業で、契約金額が 1.5 億円以上のもの ・ 国又は地方公共団体における地域を限定したキャッシュレス決済事業で、利用者数 15 万人規模以上のもの				

注) 過去 2 年間に締結した契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書が必要となります。

入 札 書

見積もった金額の「110分の100」
に相当する金額を記入してください。

金 123,456,789 円

入札物件名を記入してください。

但し、奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務

入札保証金 免 除

上記のとおり入札します。

入札年月日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈 良 県 知 事 殿

入札年月日を記入してください。

県に登録している代表者印を押印してください。（代理人で入札する場合、押印は不要です）

入 札 者 住 所 奈良県奈良市●●町△△番地

氏 名 株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○ ○○

入札する法人の名称及び代表者氏名を
記入してください。

（代理人

印 ）

印

代理人による入札の場合は代理人の氏名を記入し、委任状で申請した代理人印を
押印してください。※代理人の氏名・押印がない場合、入札は無効になります。
郵便入札の場合は代理人の設定はできません。

記載例

御 見 積 書 （令和5年度分）

提出日を記載してください。

宛先：奈良県庁 デジタル戦略課 御中

所在地：〇〇市〇〇区〇〇

件名：奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務

会社名：△△△株式会社

合計金額： 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

※税抜き価格とする 入札書に記載した金額を記載してください。

代表者：代表取締役 〇〇 〇〇 印 県に登録している代表者印を押印してください。

<金額内訳>

No	項目	数量	単価	金額	備考
	※デジタル地域通貨導入業務費として				
	■システム関係費用				
1	デジタル地域通貨システム構築・利用料				必要であれば項目を追加 記載してください。
2	システム維持運用費				
3	その他システム関連費（機能追加費 等）				
	■運営事務関係費用				
4	事務局運営費				
	（事務所費、人件費、事業周知費、データ分析 等）				
5	加盟店開拓管理費				
	（申請受付、加盟店管理、販促物手配、人件費 等）				
6	コールセンター運營業務費				
	（人件費、設置期間、機器設置費用 等）				
7	プレミアム付電子クーポン関連業務費				
	（申請受付、審査業務、通知業務、発行事務費 等）				
8	広報費				
	（特設サイト、利用方法説明動画、チラシ 等）				
	■各種手数料関係費用（カッコ内割合記載のこと）				
9	加盟店手数料（ %）				
	※行政負担分のみ金額を記載すること。				
10	発行手数料（ %）				
11	給付手数料（ %）				
12	販売手数料（ %）				
13	クレジットカードチャージ手数料（ %）				

【様式5-1】

発行日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

記載例

御 見 積 書 （令和5年度分）

提出日を記載してください。

宛先：奈良県庁 デジタル戦略課 御中

所在地：〇〇市〇〇区〇〇

件名：奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務

会社名：△△△株式会社

合計金額： 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

代表者：代表取締役 ○○ ○○

印

※税抜き価格とする

入札書に記載した金額を記載してください。

県に登録している代表者印
を押印してください。

<金額内訳>

No	項目	数量	単価	金額	備考
14	コンビニATMチャージ手数料（ %）				
15	デジタル地域通貨管理手数料（ %）				
16	運営事務局管理手数料（ %）				
17	換金業務手数料				
18	本人認証関連手数料				
19	振込手数料				
20	その他手数料				
	■その他費用				
21	その他費用				

税込み価格も記載してください。

小計	
消費税	
合計（税込）	

備考：

記載例

御 見 積 書 （次年度分）

提出日を記載してください。

宛先：奈良県庁 デジタル戦略課 御中

所在地：〇〇市〇〇区〇〇

件名：デジタル地域通貨プラットフォーム維持関連事業費

会社名：△△△株式会社

合計金額： 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

※税抜き価格とする

代表者：代表取締役 〇〇 〇〇 印

県に登録している代表者印
を押印してください。

<金額内訳>

No	項目	数量	単価	金額	備考
	※次年度以降費用として				
	■システム関連費用				
1	システム維持運用費				必要であれば項目を追加し 記載してください。
2	その他システム関連費（機能追加費 等）				
					運営事務関係費用は記載し ないこと。
	■各種手数料関係費用（カッコ内割合記載のこと）				
6	加盟店手数料（ %）				
	※行政負担分のみ記載すること。				
7	発行手数料（ %）				
8	給付手数料（ %）				
9	販売手数料（ %）				
10	クレジットカードチャージ手数料（ %）				奈良県プレミアム付き電子 クーポン（地域通貨）発行 事業と同等規模の発行額を 想定した際の、各手数料を 記載すること。
11	コンビニATMチャージ手数料（ %）				
12	デジタル地域通貨管理手数料（ %）				
13	換金業務手数料				
14	本人認証関連手数料				
15	その他手数料				
	■その他費用				
16	その他費用				
			小計		
			消費税		
			合計		

税込み価格も記載してくだ
さい。

【様式5-2】

発行日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

記載例

御 見 積 書 (次年度分)

提出日を記載してください。

宛先：奈良県庁 デジタル戦略課 御中

所在地：〇〇市〇〇区〇〇

件名：デジタル地域通貨プラットフォーム維持関連事業費

会社名：△△△株式会社

合計金額： 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

※税抜き価格とする

代表者：代表取締役 〇〇 〇〇

県に登録している代表者印
を押印してください。

印

<金額内訳>

No	項目	数量	単価	金額	備考
----	----	----	----	----	----

備考：

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の物件に伴う入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

入札物件名を記入してください。

物 件 名 奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務

代理人の氏名を記入してください。

受任者（代理人）氏名 ○○ ○○

印

入札に使用する代理人印を押印してください。

令和○○年○○月○○日

入札年月日を記入してください。

奈 良 県 知 事 殿

入札する法人の所在地を記入してください。

所在地 奈良県奈良市○○町△△番地

入札する法人の名称を記入してください。

名 称 株式会社 ○○○○

印

代表者 代表取締役 ○○ ○○

入札する法人の代表者氏名を記入してください。

県に登録している代表者印を押印してください。

<入札書封緘例>

入札物件名を記載してください。

奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る入札書

所在地 ○○県○○市○○
会社名 ○○○株式会社

[表]
縦書き・横書きのどちらでも可

所在地、会社名を記載してください。

封筒のつなぎ目にかかるように
代表者印（委任状の代理人印も
可）を押印してください。（封
筒の中央）

[裏]

封筒の折りしろにかかるように
代表者印（委任状の代理人印も
可）を押印してください。

封筒の折りしろにかかるように
代表者印（委任状の代理人印も
可）を押印してください。

The diagram illustrates the correct way to seal a bid envelope. It shows two views: the front (表) and the back (裏). The front view is a rectangular envelope with a central horizontal line and three circular stamp areas. The back view is the reverse side, also with three circular stamp areas. Callouts provide instructions on where to place the representative stamp. The top callout points to the top of the front view, the middle callout points to the central stamp area, and the bottom two callouts point to the side fold lines.

奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務 委託契約書（案）

奈良県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、上記の業務について、甲が乙に業務を発注し、乙がこれを請け負うことに関し、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 本契約に基づき甲が乙に委託し、乙が受託する奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務は、別紙「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下まとめて「委託業務」という。）とする。

（委託料）

第2条 本契約の契約金額は下記のとおりとする。

契約金額 〇〇〇〇〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金〇〇〇〇〇円を含む。）とする。ただし、業務実施後、委託料に減額が生じたときは、減額した確定額を業務の委託料とする。

（履行期間）

第3条 委託業務の期間（以下「履行期間」という。）は、契約締結日から令和6年3月22日までとする。ただし、仕様書に個別の履行期限が定められているものは、仕様書に従うものとする。

（履行場所）

第4条 本契約に基づく委託業務の遂行場所（以下、「履行場所」という。）は奈良県デジタル戦略課又は乙の申し出により甲の認める場所において実施するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

- （1） 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。
- （2） 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- （1） 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- （2） 銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保す

ることができる。

- 4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

(甲の検査監督権)

第6条 甲は、合理的に必要があると認められる場合、乙の委託業務の遂行に関する調査、監督及び指示並びに作成途中の成果物に関する確認及び指示を行うことができる。

(報告義務)

第7条 乙は、委託業務の進捗状況について、仕様書に定めるもの以外に甲が書面により要求した場合には、甲が求める時期及び内容で書面等により報告しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちにその内容を甲に報告し、速やかに応急処置を取った後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨書面をもって甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に業務完了を確認するための検査（以下「検査」という。）を行わなければならない。なお、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、検査の期間を延長することができる。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、当該成果物について補正を命じられた場合は、遅滞なく補正し、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。
- 4 第二項の検査又は第三項の再検査は、甲が必要と認める場合には、第三者に委託して行うことができるものとする。
- 5 乙は、第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(委託料の請求と支払い)

第9条 乙は、成果物が前条第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。ただし、次項の規定による概算払をしている場合は、概算払の額を減じた額を支払うものとする。

- 2 甲は、乙から前項に基づく正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、前条の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認めるときは、事業実施に必要な額を概算払できるものとする。
- 4 乙は、委託料を概算払により請求しようとするときは、請求書を甲に提出するものとする。
- 5 第2項の規定による概算払において、前条の規定による検査の結果、既に乙に交付した委託料に残額が生じたときは、乙は返還するものとする。

(履行遅滞)

第10条 乙は、成果物の納入が仕様書に定める履行期限までに完了しないと認められる場合、速やかに

その理由及び履行完了の予定時期等について、書面をもって甲に申し出るものとする。

- 2 乙は、自己の責に帰すべき事由により、成果物の納入に遅滞が生じた場合、履行期限の翌日から履行完了の日までの期間の日数に応じ、契約金額から甲が算定する納入済と認められる部分の成果物に相当する額を控除した額について年10.75%の割合を乗じて算定した額を遅延損害金として甲に納付しなければならない。ただし、その金額が1,000円未満である場合又は甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 3 乙は、甲が前条第二項による委託料の支払いに遅延した場合、遅延日数に応じ、未受領の額について年10.75%の割合を乗じて算定した額を遅延損害金として甲に請求することができる。ただし、その金額が1,000円未満である場合は、この限りではない。
- 4 本条に基づく金員の計算において1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

- 第11条 納入前に成果物に滅失き損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は乙の負担とする。
- 2 納入後に成果物に滅失き損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は甲の負担とする。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任)

- 第12条 成果物に種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は乙に対して期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。
- 2 乙は、成果物に不具合がある場合は、成果物の契約不適合として乙の責任で当該不具合を是正しなければならない。
- 3 甲が第一項、第二項の契約不適合の有無を判断するにあたり不明点等がある場合には、乙がその調査を行って甲に報告することを含むものとする。
- 4 乙は、成果物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令及び国際条約により外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証しなければならない。
- 5 乙は、成果物に第三者の著作権等を使用した場合において、甲が乙に支払う本契約金以外にその使用の対価を要しないことを保証しなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 委託業務の履行にあたり、甲に与えた損害又は乙が第三者に及ぼした損害はすべて乙の責により賠償するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

(債権と債務の相殺)

- 第14条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う委託料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

(履行不能の場合の措置)

- 第15条 乙は、その責に帰することができない事由により契約の全部若しくはその一部を履行すること

ができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払い義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
 - (2) 乙がその責に帰する事由により履行期限内若しくは履行期限後相当の期間内に本契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が正当の理由がないのに本契約の履行の着手を遅延したとき。
 - (4) 乙が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
 - (5) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (6) 乙が本契約に違反し、相当の期間を定めた甲の催告受領後、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき。
 - (7) 乙が乙の都合により本契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (9) 乙の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (10) 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (11) 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (13) 第十一号及び第十二号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (14) 本契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が第九号から第十三号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (15) 本契約に係る購入契約等に当たって、第九号から第十三号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第十四号に該当する場合を除く。）において、甲が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (16) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。
- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。
 - 3 甲は、第一項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
 - 4 甲が第一項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

6 甲は、第一項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第18条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

(委託業務遂行上の義務)

第19条 乙は、委託業務の実施に関し、予め責任者を定め、従事する技術者の指揮監督、その他業務の遂行に必要な事務にあたらせるものとする。

2 乙は、前項の責任者及び技術者に委託業務の遂行に必要な知識、技術を十分に習得させ、委託業務の遂行に万全を期すものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第20条 乙（乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。）は、この契約による業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

4 前三項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第21条 乙（乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。）は、本契約において別紙1「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(成果物の所有権)

第22条 委託業務に基づき、乙が甲に納入した成果物の所有権は、乙から甲へ当該成果物が引き渡されたときをもって乙から甲へ移転するものとする。

(プログラム等の権利帰属)

第23条 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条（翻訳権、翻案権等）及び第二十八条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に基づく権利も含めて、甲に帰属するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から乙又は乙から本件業務の一部を再委託された者（以下「乙等」という。）が著作権を有するもの（以下「乙等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該乙等著作物の著作権は、乙等に帰属するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、第三条に定める期間経過後においても、乙等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。また、甲は乙等著作物について、著作権法第四十七条の三に基づき複製、翻案することができる。
- 4 甲は、著作権法第二十条（同一性保持権）第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、乙等著作物をその使用のために改変することができる。
- 5 乙は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項（作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に甲乙協議した場合はこの限りではない。

（業務内容の変更等）

第24条 甲は、必要がある場合、乙と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務の一時中止を命じることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

（事情変更による契約内容の変更）

第25条 契約締結後において、天変事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額その他契約の内容を変更することができる。

（管轄裁判所）

第26条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約に係る経費）

第27条 本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

（補則）

第28条 本契約書について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県知事 ○○ ○○

z 0000

0000

0000 00 00

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

（認定・認証制度の適用）

第 1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

（情報へのアクセス範囲等）

第 2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

（再委託先の情報セキュリティ）

第 3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

（情報セキュリティ事故発生時の対応）

第 4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

（電子メール利用時の遵守事項）

第 5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

（郵便等利用時の遵守事項）

第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

（コンピュータウイルス等の不正プログラム対策）

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

<別紙 2 >

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務 落札者決定基準

1 評価方法について

- (1) 受託者は次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とする。

「総合点」は、800 点満点とし、得点配分については、「技術点」を 600 点満点、「価格点」を 200 点満点とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合点} \\ \hline (800 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術点} \\ \hline (600 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格点} \\ \hline (200 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array}$$

- (2) 提案内容の評価（「技術点」）

「技術点」とは、「提案書評価表」に基づいて、提案内容进行评估するものである。ただし、提案を求める項目について記述がない場合は、当該項目の評価は「0 点」とする。

- (3) 入札額の評価（「価格点」）

「価格点」とは、入札額を後に示す計算式を用いて評価するものである。

- (4) 有効数字について

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

- (5) 「総合点」の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託者とする。

イ 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

くじにより受託者を決定するものとする。

この場合において、当該者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該調達事務に全く関係のない本県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 低入札価格調査について

政府調達に関する協定第 13 条の 4 (a) の規定により、低入札価格調査を実施することがある。

2 技術点について

「技術点」は、提案書の内容について、以下の手順で採点を行う。

- (1) 提案書の分類と各配点について

提案書の内容と評価については「提案書評価表」のとおり分類と配点を設定する。

(2) 「技術点」の算出方法

提案を求める項目単位に評価を行う。

ア 「項目加重点」の考え方

提案を求める項目単位の重要度に応じて、別紙「奈良県プレミアム付電子クーポン（地域通貨）発行業務委託事業者選考審査基準」に規定するところに従い、それぞれの項目加重点を設定する。

イ 「項目評価点」の考え方

- ① 提案を求める項目単位の採点は0～5点までの加点方式または減点方式で評価する。
- ② 提案を求める項目について記述がない場合には「0点」とする。

ウ 「技術点」の計算

「技術点」の計算は以下の式で行う。

- ① 項目技術点＝各内容の評価点
- ② 技術点＝各項目技術点の合計

3 価格点について

入札価格に基づく「価格点」は次のように算出する。

$$\text{価格点} = 100 \times \left\{ 1 - \left(\left(\text{入札価格（プレミアム原資除く）} \times 1.1 \right) / \left(\text{入札予定価格（プレミアム原資除く）} \right) \right) \right\}$$

4 失格基準について

以下の場合には落札者とししない。

- ア 項目技術点が0点の項目がある場合（項目3を除く。）
- イ 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合
- ウ 入札書に記載された価格と見積書に記載された価格が異なる場合

奈良県プレミアム付電子クーポン（地域通貨）発行業務委託事業者選考審査基準

別記

番号	評価項目	提案を求める内容	判断基準	配点
1	業務遂行能力	事業内容への理解度	・背景と目的に合った全体像と今回対象とする業務 ①提案する内容の特徴、アピールポイントについて記載すること。 ②本事業が目指す全体像を理解した上で、今回対象とする業務について明記すること。	30
2		体制	・プロジェクト体制 ・担当者の人数及び経験 ①業務体制について記載すること。（連携事業者がある場合、すべて記載すること。） ②責任者及び主要担当者の業務実績等を記載すること。（キャッシュレス決済事業従事経験、プレミアム付クーポン発行業務運営事務に関する従事経験等）	45
3		類似契約実績	・過去5年間の実績 ①地域を限定したキャッシュレス決済事業や電子クーポン事業において、運営事務局も併せて実施した実績について記載すること。（記載する実績数は利用者数が多いものから順に3実績程度とする。運営事務局実績は再委託先実績でも可）	45
4		業務計画	・スケジュール ・作業分担 ・業務フロー ①スケジュールおよび業務フローについて具体的に記載すること。 ※開拓可能加盟店数に対する加盟店開拓スケジュールを示すこと。 ②県、参加団体および受託者等の作業分担内容について具体的に記載すること。	60
5	アプリ要件	地域通貨機能要件	・システムの使いやすさ システムのUI等の提案内容でアピールポイントについて記載すること。 ※利用者・加盟店舗が使いやすいシステムUIであることが望ましい。 ※システムUIの画像等を貼り付けること。	30
6			必要機能の具備 仕様書に記載されている必要機能が具備されているか。	45
7		システム信頼性	非機能要件 仕様書に記載されている非機能について担保されているか。	45
8	事務局要件	事業実施方法	・応募、抽選方法等の実施内容 ①事業応募および抽選方法の内容を具体的に記載すること。 ②提出された資料（県民確認、従業者確認資料）の審査方法について記載すること。 ③提出された資料（県民確認、従業者確認資料）についての管理体制及び利用ポリシーを記載すること。	45
9			・利用者支援 スマートフォン操作に不慣れな方を考慮し、応募申請やアプリ利用等 想定されるシーンに関するサポート体制について、コールセンター対応とは別に実施する内容を記載すること。	45
10		運営	・事務局の運営と実施内容 ①提案する運営事務局の業務内容を記載すること。 （地域通貨発行業務やプレミアム商品券審査体制業務等 事務局機能毎に記載すること） ②運営事務局の体制（人数、責任者、設置場所、連絡体制、コールセンター体制等）を記載すること。 ③事業周知方法を提案すること。 ④加盟店や利用者へのフォロー体制を記載すること。	60
11		加盟店開拓・管理	・加盟店開拓の手法およびフォロー体制 ①実現可能性が高い開拓可能加盟店数および加盟店開拓の手法について記載すること。 ②加盟店が地域通貨事業へ参加しやすい環境を整える取り組み内容を記載すること。（説明会、WEBサイトでの案内、フォローアップ体制、等） ③加盟店開拓地域に得りが出ない計画となっているか。	75
12	独自提案	独自提案内容	・汎用性 ①次年度以降、市町村参加に伴うスキームや体制（費用項目等）の提案をすること。 ②その他、独自提案内容があれば記載すること。	45
13	次年度経費	継続実現性	ランニングコストおよび手数料 次年度経費として、本事業と同一内容の事業を実施する前提とし、システム維持にかかるランニングコスト及び各種手数料のみの見積提示をすること。 ※別紙「提案書作成要領」に基づき見積もること。 ※ただし、次年度以降の契約を約束するものではありません。	30
技術点合計				600

奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨） 発行業務

提案書作成要領

目 次

1	提案書等として提出する資料の種類	1
2	全般的な留意事項	1
3	提案書等作成上の留意事項	1
4	付属資料提出上の留意事項	2

1 提案書等として提出する資料の種類

本入札に関して、以下の資料を提出すること

- (1) 本入札にかかわる提案項目（以下、「提案書」という）
- (2) 上記を補足する付属資料（以下、「付属資料」という）

2 全般的な留意事項

- (1) 総合評価一般競争入札においては、入札者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、貴社の提案内容がわかるように考え方、根拠等具体的に記述すること
- (2) 本入札の仕様書に記述した業務内容について、貴社が提案する全体の枠組み、基本的な考え方、アピールポイントなどを冒頭に簡潔に記述すること
- (3) 本県の提示した内容と異なる場合については、特にその変更点を明確にするとともに、その背景、考え方等、提案の理由を明確に記述すること
- (4) 本入札の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本県の判断で落札者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること
- (5) 県にとって有益ではない提案の場合、採用しない又は変更する場合がある

3 提案書等作成上の留意事項

- (1) 提案書の様式は、A4 判用紙（再生紙）を使用し縦長横書き両面とすること（図面等は除く）。また、日本語で表記すること。表紙と目次を除き、ページ番号（連番）を付けること
- (2) 図面等を除き、文字の大きさは、10.5 ポイント以上とし、左右に 20mm 程度の余白を設定すること
- (3) 1 部は製本し、社名を表紙に記載したうえ、本県の競争入札参加資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを正本と言う）
- (4) 印を押さない提案書（これを副本と言う）を 15 部作成すること。副本はファイルに綴じて提出すること。副本は、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと
- (5) 表題は「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る提案書」とすること
- (6) 「奈良県プレミアム付電子クーポン（地域通貨）発行業務委託事業者選考審査基準」の分類に従い、全ての項目について言及すること。
- (7) 提案書は、表紙、目次、付属資料を除き、30 ページ以内に収めること。（図面等で A3 判用紙（再生紙）を使用した場合には、片面につき 2 ページと勘定する。）上記ページ数を超えた場合には、減点の対象となる場合があるので注意すること。なお、アプリの操作画面等システムの UI の説明については、システム UI の画面等を紙面で提供することし、提案に当たってはパソコン等の画面を用いたプレゼンテーションも可能とする。
- (8) 本県評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること
- (9) 本県の提示した「仕様書」の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、採点しないこともあるので注意すること
入札参加者の提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること

- (10) 提案書とは別に、見積書（次年度分）（様式 5-2）を提出すること。なお、見積り条件は下記のとおりとする。
- ・別紙様式 5-2 を使用すること。
 - ・事業条件は「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務」と同規模の事業を想定すること。
 - ・仕様書中 2.4 運営事務局業務に相当する見積りは除外すること。
 - ・チャージ手段は「銀行送金」か「クレジットカード決済」のいずれかの安価な方を選択すること。
 - ・その他別紙様式 5-2 に記載がない項目で、別途必要となる費目は追記すること。
- ※ただし、次年度以降の契約を約束するものではありません。

4 付属資料提出上の留意事項

- (1) 提案書等を評価するにあたって専門用語を利用する場合は、専門用語の説明書きを記入すること
- (2) 表題は「奈良県プレミアム付き電子クーポン（地域通貨）発行業務に係る提案書付属資料」とすること
- (3) 類似業務実績の契約書等の写しは、正本に添付する 1 部のみを提出すること